

## 東峰村地域おこし協力隊（むらたび観光局 スタッフ）

### 東峰村会計年度任用職員募集要項

東峰村（とうほうむら）は、福岡県の中東部に位置し、北は嘉麻市、東は添田町、西は朝倉市、南は大分県日田市に隣接する総面積5, 197ha、人口1, 800人ほどの山村です。平成17年3月に小石原村と宝珠山村が合併して誕生した村で、筑後川水系の小石原川及び大肥川の源流に位置し、伝統的工芸品である小石原焼や高取焼があり陶器の里としても知られる村です。

農業は、稻作のほか、青梗菜やほうれん草、トマト、高原野菜などが栽培され、村内には日本の棚田百選「竹地区の棚田」や平成の名水百選「岩屋湧水」、森の巨人たち百選「行者杉」、天然記念物の奇岩群や国指定重要文化財の「岩屋神社」など、日本の原風景に出会える自然豊かな「美しい村」としての魅力あふれる地域です。

一方で、令和3年度に「東峰村観光アクションプラン」を作成した際、県内居住者における東峰村の地域資源の「認知度」を調査すると、「小石原焼・高取焼」を除く資源の「認知度」が50%を下回っており、隣接県においては「小石原焼・高取焼」を含む地域資源の認知度が低い水準にあること、それと同時に村内の観光情報の集約・編集を行う体制が確立していないという課題が見えてきました。

そのため観光中核組織「東峰むらたび観光局」を令和7年12月1日に設立し、事業者間での情報共有、連携、観光情報の集約、編集、村観光資源の磨き上げ、PRの一元化による効果的なブランディングしていく業務を専門的に行います。そのミッションを遂行していただく地域おこし協力隊（会計年度任用職員）を募集します。

1. 雇用関係の有無 有り

2. 募集人員 むらたび観光局 スタッフ 1名 (令和8年4月1日着任)

3. 業務概要

(1) むらたび観光局業務

(観光事業事務・情報発信・イベント企画・委託事業や独自事業補助)

(2) 委嘱期間終了後の組織運営に必要な活動

(3) その他、東峰村の観光振興や地域活性化に寄与する活動

**勤務予定地：**〒838-1601 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-9

東峰むらたび観光局（東峰村役場ふるさと推進課付）

※着任日は令和8年4月1日。（オープニングスタッフ）

#### 4. 募集対象

- (1) 原則として3大都市圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全区域）に在住、もしくは、都市地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に定める過疎指定地域以外、山村振興法、離島法振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に定める対象地域を有しない市町村）等に在住し、採用後に東峰村に住民票を移し、在住できる方
- (2) 任期終了後も東峰村に定住し、就業・起業しようとする意欲のある方
- (3) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができ、地域の一員として自治会組織等に加入・活動できる方
- (4) 業務に必要とされる土・日曜日及び祝日の勤務や行事参加、夜間の会議など、不規則な勤務体制に対応できる方
- (5) 普通自動車免許を所持している方
- (6) パソコン（Word、Excel等）の一般的な操作ができる方
- (7) 次のいずれも該当しない方
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 過去において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ⑤ 公租公課の滞納がない者

#### 5. 求める人物像

- ・他のスタッフや関係各所と円滑に業務を遂行できる方
- ・観光業務に新たなアイデアをもって意欲的に携えることのできる方
- ・農業、里山、田舎での生活全般や体験に興味がある方
- ・退任後も将来にわたり観光振興の中核を担う組織の運営に関わる意欲がある方
- ・あらゆることに興味を持つことができ、やわらかい発想ができる方
- ・心身ともに健康で、地域住民とともに新しい地域活性に取り組める方
- ・経理等の業務に取り組める方

## 6. 勤務時間

(1) 勤務日数：原則週5日（月20日程度、土・日曜日、祝日の勤務有り）

(2) 勤務時間：原則8時30分から16時30分（1日7時間、休憩1時間）

※週休日の時間外勤務は原則として振替対応とします。

※各施設営業時間に準ずるシフト制とします。

※その他、会計年度任用職員としての研修に参加いただきます。

## 7. 雇用形態・期間

会計年度任用職員（一般職非常勤/東峰村地域おこし協力隊設置要綱に基づき村長が委嘱）任期は、委嘱した日から原則1年間とします。委嘱後、村が認めた場合は1年毎の更新とし、最初の委嘱日から最長3年以内まで延長します。

着任日は令和8年4月1日となります。

## 8. 給与・賃金

月額214,335円（地域手当・通勤手当・時間外手当の支給あり。賞与あり。）

（令和7年度時点）

## 9. 待遇・福利厚生

(1) 住宅は村が用意した空き家とし、家賃は村が負担します。

（夫婦・家族連れの入居も可）

(2) 光熱水費、通信料等については、自己負担とします。

(3) 活動に要する経費は、村の予算の範囲内で活動経費を認めます。

（対象経費は、旅費、消耗品費、活動車両及び燃料費、作業服等）

(4) 業務中については、必要な交通手段として公用車を貸与します。

（通勤、プライベート時は自ら交通手段を確保していただく必要があります。）

(5) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

(6) 任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与

※地方公務員法及び地方自治法の一部改正により雇用形態・期間、給与・賃金、待遇・福利厚生等を変更する場合があります。予めご了承ください。

## 10. 活動支援

所属する課の職員が適切な指導助言と活動支援を行います。また、派遣先事業所でも、円滑に活動を行うためのサポート体制が充実しています。

11. 受付期間 令和8年1月22日（木）～令和8年2月16日（月）必着

## 12. 応募方法

(1) 以下の提出書類を直接持参するか郵送すること。

郵送の場合は、封筒表に「東峰村会計年度任用職員応募申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とします。

(2) 提出書類

東峰村公式ホームページにて下記書類をダウンロードしてください。

① 「東峰村会計年度任用職員」応募用紙（様式1）

\*応募用紙に最近3ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。

② 活動目標レポート（様式2）

③ 住民票抄本

④ 現住所地で税金を滞納していない証明書（完納証明書など）

なお、提出された書類は返却しません。

## 13. 選考の流れ

書類選考後、採用面接を行う方に文書で通知します。

（面接会場は東峰村役場を予定）

※遠方の場合はオンライン面接でのご相談にも応じます。

結果のお知らせ：採用面接終了後、概ね1週間程度で結果をお知らせします。

## 14. その他

この公募は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続を行うものです。

地域おこし協力隊の候補者の決定及び予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提であり、今後の内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。

## 15. お問合せ先

東峰村役場ふるさと推進課（宝珠山庁舎）

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425

TEL：0946-72-2312 FAX：0946-28-7723

E-mail : furusui@vill.toho.fukuoka.jp